

様式第8 法第49条第1項及び第4項第4号・第5号関係
 (農地転用の許可・農用地区域内の開発行為の許可)

1 復興整備計画の区域における被災関連市町村の農業の健全な発展を図るための施策の推進に関する基本的な事項

<p>① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針</p>
<p>震災により、本町の農業は壊滅的な被害を受けた。水田農地の約8割が水没、本町の特産品であるいちご農家に関しては約9割が壊滅的状況であった。 これら農業の復興を進めるべく、集落営農組織の設立や育成を支援し、農地の再生と優良農地の集約化を進める。また、新たな山元町ブランドとしてそばやいちじくを育てていくとともに、いちごについても山元町ブランドの復興を進める。さらに、6次産業化への取り組みを推進し、町内から生産される各種農作物の付加価値を高める。</p>
<p>② 農業関係施策の推進に関する方針（農業生産基盤整備等の実施予定等）</p>
<p>【復旧期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波等で損壊した排水機場等の農業用排水施設の復旧を行う。 ・ほ場の大区画化・利用集積より生産性を向上させるため、農地の生産基盤整備事業を実施する。 ・水稻の作付けが不可能な水田にあっては、大豆や飼料作物等の水稻以外の作付けを誘導する。 <p>【再生期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集落営農組織の設立や育成を支援するとともに、専業農家や大規模農家への農地の集積を推進する。 ・米の需給調整に即した生産を推進するとともに、大豆や飼料作物などの転作作物の定着化を図り、食料自給力の向上に努める。 ・農免農道を新たなストロベリーラインと位置付け、大型ハウスやパイプハウスが連担する畑団地化を図る。 ・効率的ないちごの栽培施設の設置を促進し、集出荷量と収益の増大を図る。 <p>【発展期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地利用集積により生産効率化と経営安定化を図るとともに、新たな販路の拡大や産直施設の設置を推進する。 ・6次産業化を推進するため、加工場等を整備し、雇用の場を創出する。

(注) (1) 「① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針」は、農業の復興と生産性の高い農業を実現するために、どのような農業を目指していくのか明確に記入する。
 (2) 「② 農業関係施策の推進に関する方針」は、復興整備計画の区域全体の農業生産基盤整備等の施策の実施方針を記入する。

2 1の施策を推進するために必要な農地の確保及びその利用に関する基本的な事項

<p>① 農地の確保の方針（農地制度・農業振興地域制度の適正な運用及び諸施策を通じた農地の確保の方針）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・被災住宅地等の集団移転先となる新山下駅周辺の農地は引き続き優良農地として利用する。 ・その他の計画区域内の津波被害を受けた農地は、農地として復旧・復興することを基本とする。
<p>② 農地の利用の方針（住宅地等の移転跡地の農業利用を含む）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・中央平野部で、大区画ほ場整備や農地の利用集積等による土地利用型農業生産及び団地化による生産性の高い施設栽培等、収益性の高い農業生産の実現に向けた農地利用を図る。 ・津波被害が大きかった県道相馬互理線に代わる新たなストロベリーラインに沿っていちご畑を集約し、観光いちご園も含めた栽培施設の設置を推進する。 ・移転対象区域内の宅地約78haについては、周辺農地と一体的に農地としての整備を行い農地利用を図る。
<p>③ 復興整備事業ごとの農地等との調整状況</p>
<p>別紙様式のとおり</p>

- (注) (1) 1の②の施策を推進するために必要な「農地の確保の方針」は、市町村全体における農業の健全な発展に向けた農地の確保の取り組みについて記入する。
- (2) 「農地の利用の方針」は、農業・農村の復興マスタープラン及び復興関連施策の事業計画・工程表等を踏まえ、被災農地の復旧・復興による農地の利用の方針及び住宅地等の移転跡地の農業利用の方針等について記入する。

3 当該土地利用方針に係る被災関連都道府県の知事の意見（法第49条第2項の規定による協議会が組織されていない場合等（共同作成を除く。））

該当なし

別紙様式（復興整備事業ごとの農地等との調整状況）

1 農地転用等を伴う復興整備事業と農地等との調整調書

（別紙様式 1）

図面 記号	地区名	復興整備 事業の種類	土地の 主な 用途の 種類	面 積	うち	うち	うち	事 業 主 体	施 行 予 定 年 度	予定人口 (世帯数) の規模等	土地利用 区 分	移転元との関連
					農地 面積	農振地 域面積	農用地 区域面積					
A	山下災害 公営住宅 地区	災害公営住宅事業	宅地	2.4ha	2.2ha	2.4ha	2.2ha	山元町	H23～H24	155人 (50戸)	非線引き 都市計画 区域の用 途地域外	移転元：防災集団移転促進事業の 対象区域1,673ha、非線引き都市 計画区域の用途地域外、3,947人 (1,373戸) 移転跡地：農地利用
計				2.4ha	2.2ha	2.4ha	2.2ha			155人 (50戸)		

留意事項：本様式は、農林水産大臣又は被災関連都道府県知事の同意を得る際に復興整備事業ごとの農地等との調整様式として用いること。

なお、農林水産大臣又は復興関連都道府県知事は、本様式を同意の際に添付すること。同意できない地区がある場合は、当該地区欄に取消線を記載し、理由を付して被災関連市町村等に示すこと。

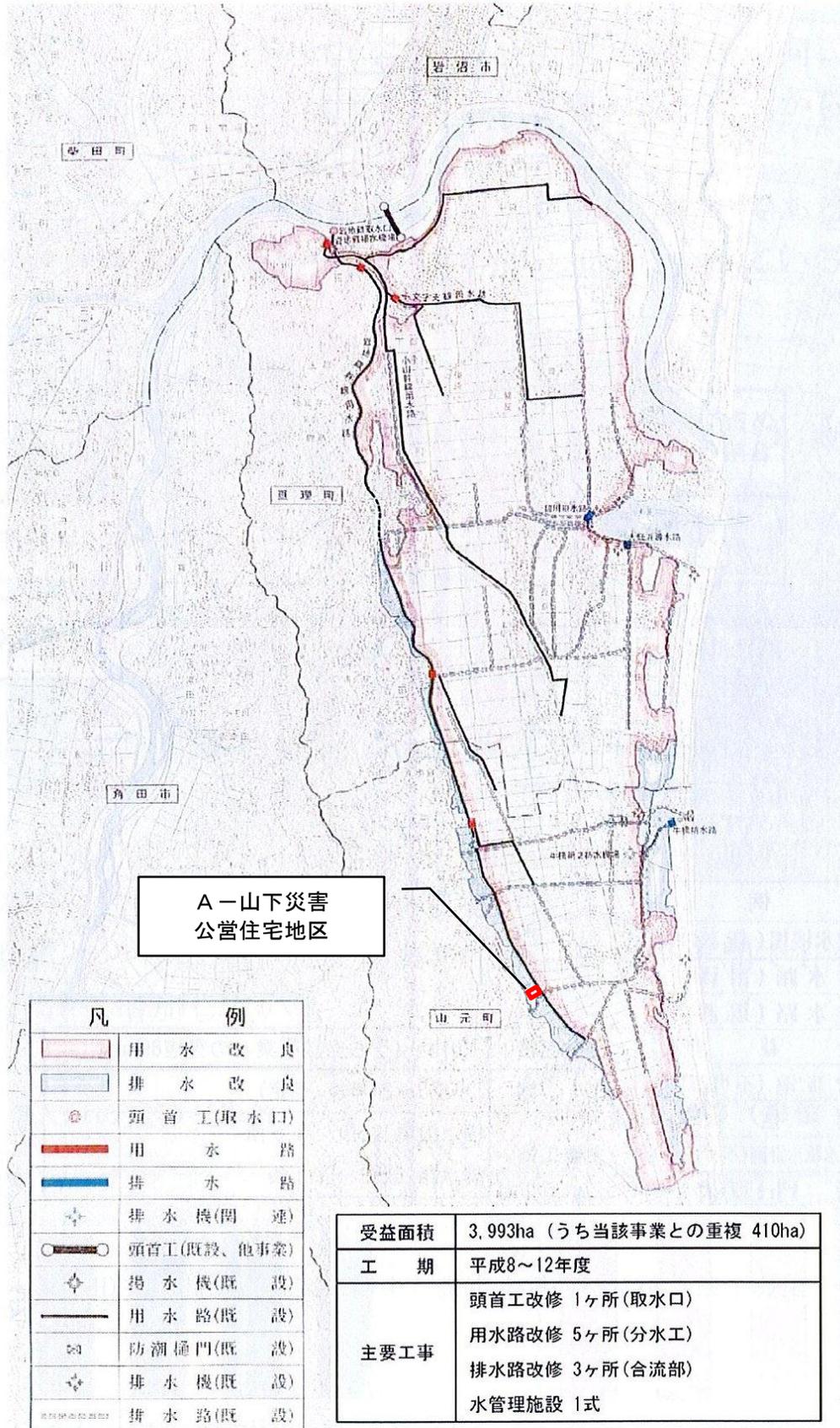
- (注) (1) 本様式については、復興整備計画及び土地利用方針に記載されているものの内、農地転用又は農用地区域内の開発行為を伴うすべての復興整備事業について記入する。
- (2) 「復興整備事業の種類」は、法律第46条第2項第4号に規定する市街地開発事業、土地改良事業（非農用地区域を創設する場合）、復興一体事業、集団移転促進事業等の事業名を記入する。
- (3) 「予定人口（世帯数）の規模等」は、「土地の主な用途の種類」が住宅地の場合に記入する。なお、予定人口（世帯数）は、「移転元」の移転人口（世帯数）と最大でも同程度となるよう調整することに留意すること。
- (4) 「土地利用区分」は、都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別を記入する。
- (5) 「移転元との関連」には、土地利用方針の復興整備事業総括図中の移転元の図面番号（Ⅰ、Ⅱ、…）、面積、土地利用区分（都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別）、移転人口（世帯数）及び移転跡地の利用計画等を記入する。

2 調整措置概要

地区名： A-山下災害公営住宅地区

(別紙様式2)

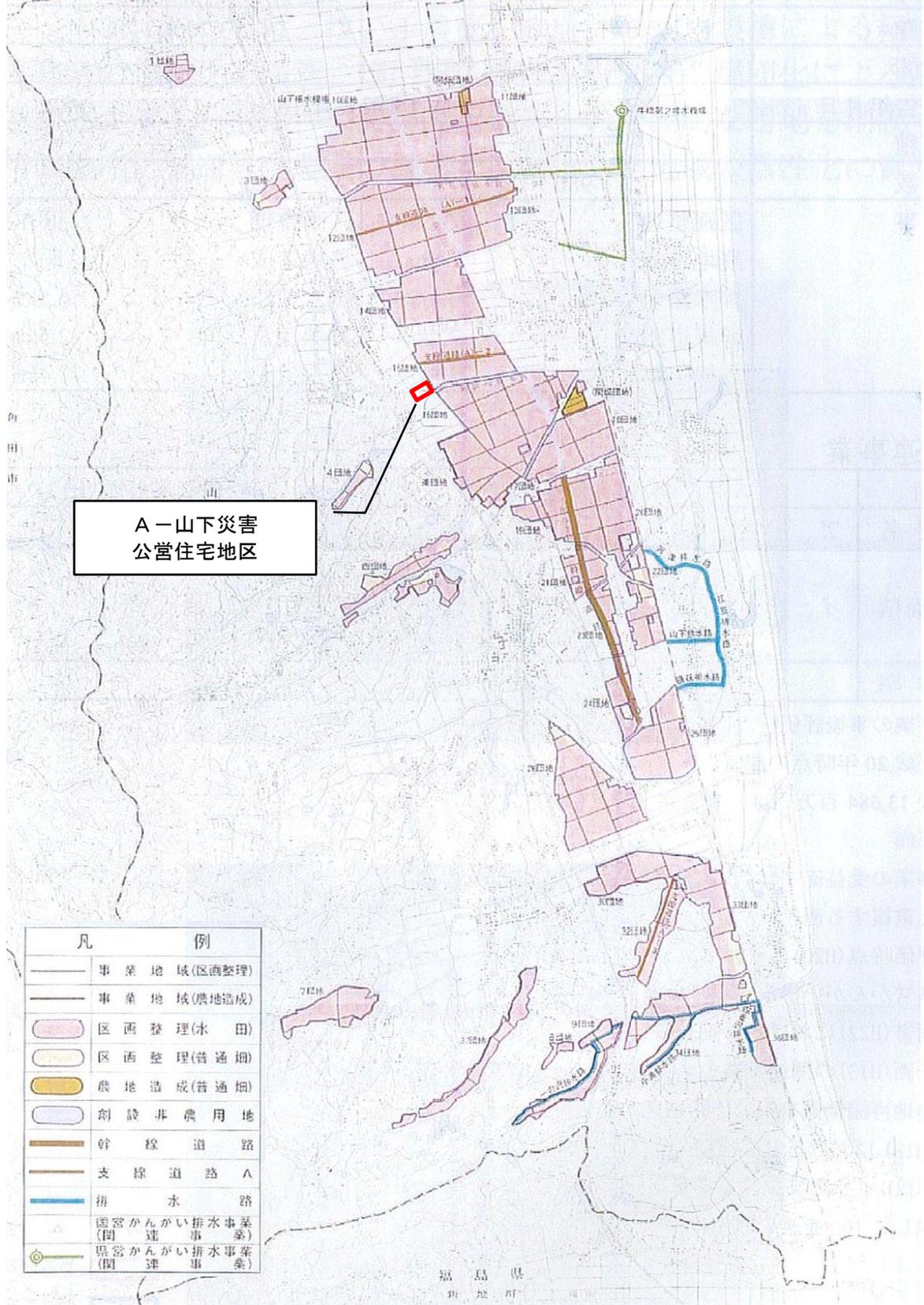
① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面 積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
1	国営かん がい排水 事業	亘理・山元 地区	農林水産 省	3,993ha	H8～H12	2.4ha	完了	直轄	<p>津波による浸水被害を受けない地域で住宅地を整備する必要があるが、移転元との位置関係から当該受益地以外に代替できる土地が無い。</p> <p>当該地区を事業区域受益地から除外することについて、亘理土地改良区と調整済み。</p> <p>当該地区の農業者の営農継続等の意向について、意見聴取を実施し、平成24年度以降は作付けせず、復興整備事業へ協力する旨の内諾を得ているが、代替農地を望む場合は、農業委員会と連携し農地を斡旋する。</p>
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
<ul style="list-style-type: none"> ・ 汚水排水については、浄化槽を設置し、新井田川排水路へ放流する計画である。 ・ 雨水排水については、調整池で流量調整を行った後、新井田川排水路へ放流する計画である。 ・ 施行区域内で利用していた用水の利用停止に伴う改修については、開発許可の手続きの際に再度協議を行うことで亘理土地改良区と調整済みである。 ・ 復興整備事業の施行区域内には、廃止・付け替えが必要となる農業用排水路は無い。 ・ 法面保護・適切な造成により土砂の流出・崩壊を防止する。 <p>以上から、周辺農地での営農に支障は生じない。</p>									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
平成24年度予定（農用地利用計画変更）									



出典：国営かんがい排水事業「亘理・山元地区」事業計画書(H8)

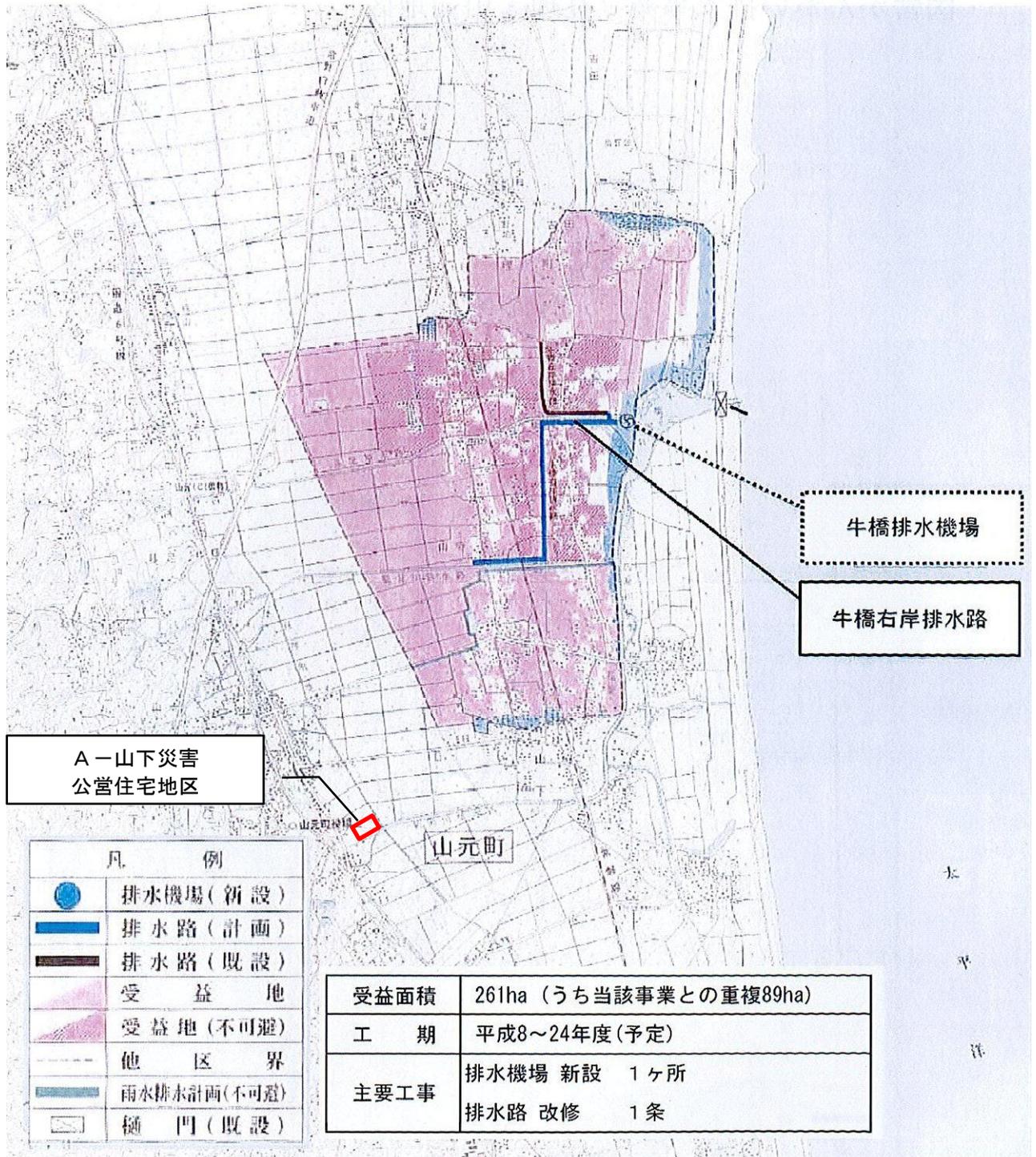
様式第8 参考資料

(参考図1) 農業関係施策図 「国営農地再編整備事業」 (復興整備計画の施行区域外)



出典：国営農地再編整備事業「山元地区」変更計画書(H13)

(参考図2) 農業関係施策図 「県営かんがい排水事業」 (復興整備事業の施行区域外)



出典：県営かんがい排水事業「牛橋地区」変更計画書(H22)